

一部の税や公共料金の納付方法が広がってます！

赤平市では平成28年4月から「市道民税」「固定資産税」「軽自動車税」「国民健康保険税」「後期高齢者医療保険料」「介護保険料」、6種類の税、保険料についてコンビニでの納付が可能になりました。すでに、たくさんの方がご利用されており、市役所や金融機関に普段出入りしない方でも楽に納めることができるようになりました。

さて、コンビニで納付が可能になったことから、税や公共料金を「納める時間が無いから…」や「仕事が忙しく

て…」は、納期を過ぎてしまうやむを得ぬ正当な事情・理由にはなりません。

収納担当の係では、差押え（滞納処分や裁判）、催告（文書や臨戸）、サービス供給の停止（上下水道や汲み取りなど）、契約の解除（住宅の立退きなど）により、滞納を解消することに努めています。

正当な事情が無い方は、上記のような処分や対応をとられる前に、納期内に必ず納付しましょう。よろしく願います。

市営住宅の家賃の納付について

市営住宅の家賃は、毎月末が納期限になっています。納入相談や、理由なく期限までに納めない、約束を守らないといった滞納者に対しては、督促状を送付した後、裁判所に申立てを行い国税や地方税と同じように、給与や賞与、預貯金、財物などの差押えを行うなどして不平等の解消に努めています。すぐに納付することができない特別な事情がある場合は一日も早くご相談ください。

なお、納付相談において納付約束をしたにもかかわらず、さらに滞納を続けた場合には、契約解除の検討をすることとなりますのでご注意ください。

また、家賃や駐車場使用料の未納がありますと、自動車の車庫証明の手続の際、市営住宅の敷地を自動車保管場所として承諾することができません。その場合には、一括納付もしくは、納付約束をしていただいたうえで承諾するかを判断することになります。

市税等 収納向上

information

問合せ
納税係 ☎32-2219
住宅係 ☎32-1820

今月の納付

- 固定資産税・都市計画税 2期
 - 国民健康保険税 1期
 - 後期高齢者医療保険料 1期
- 納期限 8月1日(月)まで



いつもあなたのそばに 「民生委員・児童委員」

民生委員・児童委員は、地域に暮らす「身近な相談相手」として、地域住民からの生活上の心配ごとや困りごと、医療や介護、子育ての不安などの相談に応じています。そしてその課題が解決できるよう、市役所や社会福祉協議会、学校など必要な支援への「つなぎ役」になります。

また、地域の「見守り役」として、定期的な訪問などを通じて、高齢者や障がい者世帯、子どもたちの見守りをおこなっています。子どもや子育てに関する支援を専門に担当する主任児童委員も活動しています。



してください。

自分自身のことでなくても、たとえば「近所で毎晩怒鳴り声と子どもの泣き声がするけど虐待かな?」「〇〇さん、最近姿を見かけないけど大丈夫かな?」など、ご近所に異変などを感じたら、民生委員・児童委員に相談してください。

「近所の気になること
も相談してください」

「プライバシーが侵害される」、「かわかってほしくない」と訪問をこたわる方もいらっしゃいます。民生委員・児童委員には民生委員法による「守秘義務」があります。相談内容や同意いただいていないことはほかの人に伝えることはありませんので安心して相談してください。

なんでも安心して
相談してください

問合せ 社会福祉課 地域福祉係 ☎32-2216

こんにちは 地域包括支援センター です!



みんなで学ぶ認知症 シリーズ②



認知症の症状とは?

認知症の原因となる病気はさまざまですが、ここでは、認知症のうち約半数を占める「アルツハイマー型認知症」の症状についてお伝えします。

認知症の症状には、主に「中核症状」と「周辺症状」に分けられます(表参照)。

中核症状は、いきなり起こるのではなく、数年単位で記憶障害などが進行していきます。また、周辺症状は行動・心理症状と言われており、徘徊や妄想、暴力や暴言など、日常生活における行動上の問題が現れます。

中核症状		周辺症状 (行動・心理症状)	
記憶障害	新しいことを覚えられない	徘徊	外に出て歩き回る
見当識障害	時・場所・人が分らない	妄想	現実でないことを思い込む
失行	目的に合った動作・行動ができない	不安・焦燥	落ち着かない。イライラする
失認	対象が何であるか認識できない	抑うつ	落ち込む。やる気が出ない
失語	言葉が上手くでてこない	睡眠障害	昼と夜が逆転する
実行機能障害	段取りが立てられない	食行動異常	食物でないものを食べる

生活習慣病と同じように、認知症もまた早期発見・早期治療が大切です。本人に気になる変化が見られたら、早めにかかりつけ医やもの忘れ外来などへの受診をお勧めします。

また、家族や親戚、近所の方など、心配な方がいましたら地域包括支援センターへご相談ください。窓口に来られない場合は、家庭訪問などでご様子をうかがうこともできますので、ご利用ください。

連絡先 地域包括支援センター ☎32-0661

熊本地震災害義援金

被害を受けた方を支援するため、多くの義援金が集まりました。ありがとうございます。

- ・ 植村建設株式会社 500,000円
- ・ 植村建設株式会社 役員 従業員一同 68,000円
- ・ 日舞・唄・三味線の会 和可娜会(代表 菊島邦子様) 150,000円
- ・ 赤平市熊本地震災害の被災者を救済する道民の会(代表 吉村泰彰様) 84,801円
- ・ 匿名 20,000円

※公共施設及び各事業所に設置された募金箱への義援金は含まれておりません。

問合せ

日本赤十字社赤平市地区(地域福祉係内)

☎ 32-2216



日舞・唄・三味線の会 和可娜会による九州地方熊本地震復興支援チャリティーの様子